

日本共産党を代表し、議案第26号流山市おおたかの森ホールの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について及び議案第27号流山市出張所設置の一部を改正する条例の制定については、関連があることから一括して、討論を行います。

まず、誤った住所を正しい住所に変更することから賛成をいたしますが、経過から言っても市長が誇る行政経営のほころび、ゆるみから起きた事案ではないかと捉えており、2点指摘します。

第1に、議会開会前の2月7日に市長が認識しておきながら、議会への具体的相談は3月12日。なぜここまでひた隠す必要があったのでしょうか。しかも、国の補正予算や人事案件に係る案件ならまだ過去にも例がありますが、市独自の案件で議会最終日に上程・審査など過去20年振り返っても初めての異例事態です。反省という答弁とは裏腹に委員会では、地図も請求しなければ出さない、「分かりづらい地図」という答弁に共感される意見は少なかったのではないのでしょうか。こういう姿勢では、今後も議会軽視との指摘を何度も聞くことになりかねないと懸念しています。

第2に、住所の誤記が発覚した対象施設は、本市で初めて導入した民間活用：パブリック・プライベート・パートナーシップ…により、建設・設置・財産の交換を行った事業です。小山小学校複合化PFI事業で複雑で大量の事務量処理から貴重な市職員を失った経緯を想起すれば、本来なら再び手を出すことをためらうべき案件で、市が直接発注していれば、整備・管理する担当課で起こるはずのない住所の誤記が発生しました。

また、H29年度といえば、生涯学習部は大いに揺れた1年でもありました。対象となるこの施設の議案はH29年第4回定例会で議決となりましたが、利用料金の設定の試算などで事務が大量に発生していました。議会で承認された新川耕地のスポーツフィールドの設計が、部長決済でいつの間にか変更し、議決前に工事着手まで行われ、総務部長が「ありえない」と答弁されるほどです。また、教育、文化及びスポーツ振興基金は、総合政策部長の本会議答弁を覆してまで、施設整備・更新中心から芸術・文化の振興も盛り込む条例改正が行われました。こういう様々なゆがみ、煩雑な事務の中で、2度目の住所の誤記があったのです。

条例提案時の再確認ミスも含め、この誤記の背景には、定員適正計画と実際の事務量から必要な職員数とに、年々乖離が大きくなっているミスマッチがあると捉えています。再発防止の徹底・研修などはもちろんですが、今回の誤記・チェック見逃しはヒヤリハット案件であり、表面的な防止にとどめれば、後にさらに大きな事案になりかねないと指摘し、討論を終わります。